

Client Alert

2025年5月号(Vol.137)

1. はじめに
2. 知的財産法:知財高裁、製造の前後に医療行為が予定されている物の発明の特許性等に関して大合議判決
3. 競争法/独禁法:企業結合計画届出書記載要領の改訂
4. エネルギー・インフラ:第7次エネルギー基本契約を踏まえた長期脱炭素電源オークション制度の見直し
5. 労働法:改正労働安全衛生規則(熱中症対策)の施行について
6. 会社法:東証、「少額投資の在り方に関する勉強会の報告書」を公表
7. 危機管理・コンプライアンス:EU、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)の適用時期を延期
8. 一般民事・債権管理:2026年4月1日以降の法定利率について
9. M&A/キャピタル・マーケット:東証、「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について」を公表
10. 税務:金融庁、暗号資産に関するディスカッション・ペーパーを公表
11. 国際訴訟・仲裁:先行公開された2025年版 Queen Mary Arbitration Survey の結果について
12. 国際通商/経済安全保障:外国為替令等の一部を改正する政令
13. 米国:司法省、懸念国へのセンシティブな個人データの移転制限等に係るコンプライアンスガイダンス等を公表
14. 中国・アジア(中国):反外国制裁法の実施に関する規定
15. 新興国(ロシア/CIS):ウクライナにおける商法の廃止等を含む法改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年5月号(Vol.137)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法:知財高裁、製造の前後に医療行為が予定されている物の発明の特許性等に関して大合議判決

知的財産高等裁判所特別部は、2025年3月19日、発明の名称を「皮下組織および皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする特許発明(「本特許発明」)に関して特許権侵害が問題となった事案において、請求を棄却した原判決を取り消して、特許権侵害を認める大合議判決(「本判決」)を言い渡しました。本判決は、知財高裁における16件目の大合議判決であり、また、第三者意見募集制度の対象にもなりました。

本件では、本特許発明の組成物が、「物の発明」として特許されているが、人間から採取したものを原材料とし、最終的にそれがその人間の体内に戻されることが予定されていることから実質的には「医療行為」の発明の特許するものとして、産業上の利用可能性の特許要件(特許法29条1項柱書)違反の無効理由が存在するかが問題となりました。この点につき、本判決は、昭和50年の特許法改正により、医薬の発明が特許を受けることができることが明確にされており、人体に投与することが予定されていることをもって、その「物の発明」が実質的に医療行為を対象とした「方法の発明」であるとして、産業上の利用可能性を否定するのは困難であること、また、人間から採取したものを原材料として医薬品等を製造する行為は、必ずしも医師により行われるとは限らず、これらの技術の発展には、医師のみならず、製薬産業その他の産業における研究開発の寄与が大きく、人の生命・健康の維持、回復に利用され得るものでもあり、技術の発展を促進するために特許による保護を認める必要があることを理由として、産業上の利用可能性を肯定しました。

また、特許権侵害を前提として、被告である医師が被施術者から採血して組成物を製造する行為が、特許法69条3項の規定により免責されるかも問題となりました。この点につき、本判決は、本特許発明に係る組成物が豊胸のために使用するものであり、その目的は主として審美にあるとされている上、現在の社会通念に照らしても、本特許発明に係る組成物は「医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物…)」と認めることはできず、特許法69条3項は適用されないとして免責を認めませんでした。

本判決は、その製造のために被施術者の体内からの採血を要し、製造された組成物はそのまま被施術者の皮下に投与することが予定されているという、製造の前後に医療行為が予定されている物の発明でも「産業上利用することができる発明」として特許の対象となり得ることを示すとともに、特許法69条3項の「医薬」には審美目的の薬剤は含まれないことを示したものといたします。

本判決は、医療関連発明と特許との関係に関する判断を示したものであり、医薬分野の業務に従事される場合にはその内容に留意しておく必要があるといたします。

パートナー 岡田 淳
TEL : 03-5220-1821
atsushi.okada@morihamada.com

カウンセラー 佐々木 奏
TEL : 03-6266-8510
susumu.sasaki@morihamada.com

3. 競争法／独禁法:企業結合計画届出書記載要領の改訂

2025年4月4日、公取委は、企業結合計画届出書記載要領(「記載要領」)を改訂しました(「本改訂」)。記載要領は、届出基準を満たす企業結合について事前に公取委に提出する届出書の記載事項や必要書類、注意事項等をまとめたものです。届出書の様式や必要書類は、公取委により企業結合の態様(株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業等の譲受け)ごとに定められているところ、記載要領は、それらについての個別具体的な説明に加え、届出手続全般に関する説明を提供しています。

本改訂では、まず、これまで届出書の様式ごとに別個に用意されていた記載要領が一つに統合され、企業結合の態様によらず共通する事項についての説明が統一されました。具体的には、共通事項に関する説明と(最も届出件数が多い)株式取得に係る届出書の記載要領が第1部として、それ以外の企業結合に係る届出書の記載要領が第2部としてまとめられています。また、近時の届出実務に関する説明として、①令和2年末以降、押印が廃止されたことに伴い導入された、書類等の真正性を担保する書類の提出に関する説明や、②電子届出手続に関する説明が追加されました。

以上は従前の実務を反映したものであって新しい内容ではありませんが、本改訂により実務を若干変更したといえる点として、届出を代理人が担当する場合における委任状の提出時期が挙げられます。従前の実務では、委任状は、正式届出時に提出が必要な書類という位置付けでしたが、本改訂では、届出前相談時から提出が必要であることが明記されました。これにより、届出会社が未定の段階から届出前相談を開始する場合には、届出前相談に関する(例えば最終親会社による)委任状と正式届出に関する(届出会社による)委任状の2通が必要となる可能性があります。

本改訂は、基本的には近時の届出実務を反映したものであり、届出実務を大きく変更するものではありませんが、改訂点には記載事項の趣旨を補足しているものが見られますので、届出を多数経験されている企業の担当者においても、改訂点を中心に確認しておくことが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
 TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
 TEL : 092-739-8144 (福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ:第7次エネルギー基本契約を踏まえた長期脱炭素電源オークション制度の見直し

2025年4月23日の電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(「本部会」)において、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画を踏まえた¹長期脱炭素電源オークション制度の見直しについて議論が行われ²、下表に記載された事項が論点として取り上げられました。いずれも実務上重要な論点ですが、本稿では、落札済みの案件にも適用される、インフレや金利変動等に対応した落札価格の補正に関する議論をご紹介します。

項目	論点
事業報酬率	① 電源種別の事業報酬率の設定
上限価格	① 閾値の引き上げ
水素・アンモニア・CCS 付火力	① 上限価格・可変費の支援範囲 ② 年間混焼率リクワイアメント ③ 脱炭素化ロードマップの審査
バイオマス	① 可変費の支援範囲、上限価格、募集上限
落札価格の補正	① インフレ、金利変動等への対応

現行制度では、費用の変動リスクに対応するため、毎年、消費者物価指数(コア CPI)に基づく物価変動を約定価格へ反映する仕組みが導入されています。もっとも、昨今のインフレによる建設費・金利の上昇、為替の大幅な円安の状況を考慮すると、消費者物価指数(コア CPI)による物価補正では実情にそぐわず、事後的な費用変動リスクへの対応として不十分、との指摘がなされていました。

そこで、第7次エネルギー基本計画において、特に大型電源について、「投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく」、「これらのリスクに対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため」の制度措置

¹ 第7次エネルギー基本計画において脱炭素電源への投資環境整備に関する政策の方向性が打ち出されています。概要については、第100回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料をご参照ください(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/100_04_00.pdf)。

² https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/102_04_00.pdf
 当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

や市場環境の整備が必要との指摘がなされたことも踏まえ、事後的な費用変動リスクにきめ細かく対応するため、下表のとおり、応札価格に含まれる各費用に対応した指標に基づく自動補正の仕組みが検討されています。また、この自動補正は、原則、各年度の期首に 1 回行うことを前提に検討が進められております。具体的な算定式は本部会の資料³をご参照ください。

	資本費	運転維持費	可変費	事業報酬
現行制度	落札価格全体に対して 1 年ごとに消費者物価指数(コア CPI)で補正			
変更後	運開時の 1 回に限り、建設工事デフレーター(電力)で補正	1 年ごとに企業物価指数(総平均)で補正	1 年ごとに為替レート、海外の消費者物価指数(コア CPI)等で補正	・運開時の 1 回に限り、建設工事デフレーター(電力)で補正 ・1 年ごとに、日本銀行の貸出約定平均金利(新規・長期)で補正

なお、建設業者との間で建設費用を固定額とする合意がある場合や融資金融機関との間のプロジェクトファイナンスにより金利が固定化されている場合等、インフレや金利変動の影響を受けず、自動補正が結果として事業者にとって不利になることも考えられます。そのため、自動補正を行う費用項目を事業者が選択できる仕組みが検討されています⁴。但し、当該費用項目の選択は応札時のみに可能とし、それ以降の変更は認めず、また、選択項目が 1 つもない場合は、現行制度のとおり落札価格全体に消費者物価指数(コア CPI)で補正を行うとされています。

また、事業者間の公平性に鑑み、第 1 回及び第 2 回入札における落札案件に関しても、上記自動補正に係る仕組みを選択できる方向で議論が進められております。したがって、既に落札した事業者も含めて、今後の議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰
TEL : 03-5223-7768
takahiro.kobayashi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
TEL : 03-6212-8364
jun.akimoto@morihamada.com

³ 脚注 2 参照。

⁴ 選択可能な費用項目は、「建設費・廃棄費用・系統接続費」、「運転維持費」、「事業報酬(建設工事デフレーター)」、「事業報酬(金利)」、「可変費」とされております。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

5. 労働法:改正労働安全衛生規則(熱中症対策)の施行について

2025年6月1日、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(「改正労働安全衛生規則」)が施行されます。これに先立ち、2025年4月15日、パブリックコメントが公表されました。

改正労働安全衛生規則は、従来事業者に義務付けられていた高熱による健康障害を防止するために必要な措置について、その具体的内容を規定するものです。

事業者は、その事業場の業種や人員数を問わず、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、以下の事項を行うことを、罰則付きで義務付けられます。

- 「体制整備」及び「関係者への周知」
 - ①当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備すること
 - ②当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させること
- 「手順作成」及び「関係者への周知」
 - ①作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定めること
 - ②当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させること

改正労働安全衛生規則における「熱中症を生ずるおそれのある作業」が「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間超の実施が見込まれる作業」を指すこと等が今後通達で示される予定とのことです。企業としては、今後発出される通達の内容も踏まえ、改正労働安全衛生規則施行に向けた準備を進める必要があります。

パートナー 荒井 太一
TEL : 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com
アソシエイト 齋藤 野花
TEL : 03-6266-8705
nodoka.saito@morihamada.com

6. 会社法:東証、「少額投資の在り方に関する勉強会の報告書」を公表

東証は、2025年4月24日に「少額投資の在り方に関する勉強会の報告書」(「本報告書」)を公表しました。本報告書では、個人投資家が求める投資単位の水準(現状10万円程度)も踏まえ、投資単位の水準のあり方や引下げに向けた検討を上場会社にはたらきかけをしていくと明記されました。現状、東証の有価証券上場規程では、投資単位を50万円未満とする旨の努力規定をおいており、既に9割を超える上場会社が、投資単位を50万円未満としています。本報告書では投資単位の上限の目安を50万円から10万円に引き下げるものです。

東証は、個人投資家の裾野拡大等を視野に入れて投資単位の引き下げの働きかけを提唱するものですが、投資単位を引き下げた場合、個人を含む多様な株主が市場に参加しやすくなることで上場会社の株主構成に変化が生じる可能性があるほか、投資単位である1単元の株式の保有もより容易となり、上場会社の費用負担の増加や1議決権を保持して株主総会に参加可能となる個人株主が増えることにより株主総会運営にも影響が生じることもあり得ます。また、投資単位の引き下げによって、現在、「議決権の1%以上又は300個以上の議決権を6か月前から所有する」とされている株主提案権行使が実質的に緩和されることによる影響も予想されます。特に、株主提案権の行使要件のうち「300個以上の議決権」の保有に係る部分は、従前から安易な株主提案に繋がるといった懸念が示されていたものの、令和元年の会社法改正でも見直しが見送られた経緯がありますが、今後、投資単位の引き下げが進むとすれば、この点の議論を再度俎上に載せる必要性が生じると考えられます。

そのほか、投資単位の引き下げに付随して、個人株主による議決権行使の促進に向けた企業による情報発信等や、株主数が増加した場合の会場確保の困難性を補うためのバーチャルオンリー総会の利用促進等も今後解決すべき課題として挙げられています。

本報告書では、「投資単位の水準や引下げに向けた方策を自発的に検討していくことが重要」と位置付けており、投資単位の引き下げは強制的なものではないものの、本報告書における東証の呼び掛けを受けた株式分割が今後増えることも予想されます。もっとも、投資単位の引き下げは、株主総会運営や少数株主権の行使に強い影響を与え得ることから、各社は、自社の中長期的な資本政策を検討した上で投資単位の引き下げの要否について、慎重に検討することが求められます。

<参考資料>

東証:少額投資の在り方に関する勉強会(2025年4月24日更新)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/small-investments/index.html>

パートナー 石井 裕介
TEL : 03-5223-7737
yusuke.ishii@morihamada.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
TEL : 03-5220-1847
ayana.kagawa@morihamada.com

7. 危機管理・コンプライアンス:EU、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス指令 (CSDDD)の適用時期を延期

欧州理事会は2025年4月14日、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス指令(CSDDD)の規制内容を軽減するオムニバス法案のうち、適用時期を延期する法案を採択しました。

CSDDDは、日本企業を含む一定規模の企業に対して、当該企業並びにその上流及び下流のバリューチェーンから生じる人権や環境に及ぼし得る負の影響を特定・評価等するためのデューデリジエンスを義務付け、当該義務違反に対する制裁や民事責任等を定めています。そして、CSDDDは、EU加盟国の国内法制定期限を2026年7月26日とした上で、EU域内企業では、従業員数が平均1,000名超、かつ、全世界の年間純売上高4億5,000万ユーロ超の企業等、EU域外企業では、EU域内の年間純売上高4億5,000万ユーロ超の企業等を対象として、それぞれの企業規模に応じて2027年7月26日から1年ずつ3段階での適用開始を予定していました。

今般の法案採択により、EU加盟国の国内法制定期限が2027年7月26日までと1年延期され、第1段階の適用開始時期は第2段階とともに2028年7月26日となりました。そのため、対象企業のうち、従業員数平均3,000名超、かつ、全世界の年間純売上高9億ユーロ超のEU域内企業と、全世界の年間純売上高9億ユーロ超のEU域外企業は、いずれも2028年7月26日にCSDDDの適用が開始されます。上記以外の適用対象企業は、従来どおり2029年7月26日より適用開始となります。

上記のとおり、日本企業もCSDDDの直接の適用対象となり得るだけでなく、適用対象企業のバリューチェーンに含まれる場合もあるため、その内容や今後の動向について注視する必要があります。

CSDDDについては、[CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER 2024年1月号](#)、[CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER 2024年4月号](#)において、採択に至る進捗等について、[CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER 2025年3月号](#)にてオムニバス法案についてご説明しておりますので、詳細はそちらをご参照ください。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

アソシエイト 加瀬 由美子
TEL : 03-5293-4904
yumiko.kase@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理:2026年4月1日以降の法定利率について

2025年3月31日、法務省は、2026年4月1日から2029年3月31日までの法定利率について、年3%のまま変動しないこととなった旨を公表しました⁵。

法定利率の変動の仕組みと、法定利率が決定された経緯については、以下のとおりです。

2020年施行の改正民法では、市中金利の水準を踏まえて、2020年4月1日より、法定利率が従来の年5%から年3%に引き下げられましたが(民法404条2項)、市中金利の動向は今後も変動する可能性があることから、3年ごとに法定利率が自動的に見直される変動制が導入されています(同条3項から5項まで)。具体的には、過去5年間(各期が始まる年の6年前の1月から前々年の12月まで(60ヶ月分))の短期貸付けの平均利率の平均値を「基準割合」とした上で、第1期(2020年4月1日~2023年3月31日)の基準割合(年0.7%)から1%以上基準割合が変動した場合に、基準割合の変動分と同じだけ法定利率が変動します(但し、1%未満の端数は切り捨て)。

第2期(2023年4月1日~2026年3月31日)の基準割合は年0.5%とされ(令和4年法務省告示64号⁶)、第1期の基準割合(年0.7%)との差分が1%未満(0.2%)であったため、第2期の法定利率は年3%に据え置かれました。

そして、2025年3月28日、法務省は、第3期(2026年4月1日~2029年3月31日)における基準割合を年0.4%とする旨を告示しました(令和7年法務省告示73号)⁷。この基準割合と第1期の基準割合(年0.7%)との差分は1%未満(0.3%)であることから、第3期の法定利率も、引き続き年3%のまま据え置かれます。

なお、2029年4月1日以降の法定利率は未確定であり、市中金利の動向によっては、変動する可能性があります。また、法定利率は任意規定とされており、当事者間の合意により異なる利率を定めることが可能です。例えば遅延損害金等について異なる利率を定める場合には、契約書等に明記することが必要です。

⁵ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00366.html

⁶ <https://www.moj.go.jp/content/001391382.pdf>

⁷ <https://www.moj.go.jp/content/001436302.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 堀 天子
 TEL : 03-5220-1826
takane.hori@morihamada.com

シニア・アソシエイト 芳野 涼
 TEL : 03-6266-8590
ryo.yoshino@morihamada.com

9. M&A／キャピタル・マーケット:東証、「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について」を公表

東証は、2025年4月14日、「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について」(「本見直し案」)を公表し、パブリックコメント手続を開始しました。本見直し案は、2019年に経産省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の枠組みをより実効的に機能させることを目的として、企業行動規範における遵守すべき事項の見直しを行うものであり、その概要は以下のとおりです。

①企業行動規範の対象行為の見直し

企業行動規範の対象となる取引が下表のとおり拡大されます。

	支配株主による 完全子会社化	MBO	その他の関係会社 による完全子会社化
少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手	対象		新たに対象
必要かつ十分な適時開示 ※株式価値算定の概要を含む		対象	 新たに対象

②意見の入手先・内容の見直し

対象取引に際して入手すべき意見の入手先及び内容が下表のとおり見直されます。

	現行の規範	見直し案
意見の入手先	● 利害関係を有しない者	● 利害関係を有しない社外取締役、社外監査役、社外有識者で構成される 特別委員会からの意見の入手 を義務付け
意見の内容	● 少数株主にとって不利益でないことに関する意見	● 取引が「 一般株主にとって公正であることに関する意見 」の入手を義務付け ● 意見にあたり 検討すべき観点を明示 し、各観点到に係る 具体的な検討内容や最終的な判断の根拠について、意見の中で十分な説明・開示 を行わなければならない旨を規定 ※ 意見書そのものを適時開示資料に添付し、開示

③必要かつ十分な情報開示の内容の見直し

「必要かつ十分」な適時開示の内容について、株式価値算定の重要な前提条件の開示が拡充され、具体的

には下表の下線部の項目について新たに開示が必要となります⁸。

株式 価値 算定 の概要	財務 予測	財務予測(売上高、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フロー(FCF)を含む)の具体的な数値 財務予測の作成主体 <u>財務予測の期間の設定に関する考え方</u> <u>財務予測の前提となる考え方(事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか)</u> <ul style="list-style-type: none"> 財務予測に利益・FCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因 <u>当該 M&A 以前に公表されていた財務予測と大きく異なる財務予測を用いる場合にはその理由</u> 上記予測が M&A 実施を前提とするものか否か
	割引率	割引率の具体的な数値(レンジ可)・種類 <ul style="list-style-type: none"> <u>小規模リスク・プレミアムの考慮等の特殊な前提条件がある場合には、その内容と根拠</u>
	継続 価値	継続価値の具体的な数値(レンジ可)・算定手法 継続価値の算定に用いたパラメータの具体的な数値(レンジ可)、 <u>パラメータの設定に関する考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の特殊な前提条件がある場合には、その内容</u>
	非事業用 資産	<u>個別資産(賃貸等不動産、政策保有株式、余剰資金等)の算定上の取扱い(事業資産と非事業用資産の切り分けについての考え方等)(算定において重要性を有する場合に限る)</u>
	その他	特殊な前提条件がある場合にはその内容
算定機関との関係		算定機関について重要な利害関係がある場合は、その内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由 <u>第三者評価機関の報酬体系(M&A の成立等を条件に支払われる成功報酬か、M&A の成否にかかわらず支払われる固定報酬か等)</u>

本見直し案は、上記②のとおり、新たに特別委員会による意見書(答申書)そのものの適時開示資料への添付を求める等、これまでの実務に相応の影響を与えるものといえます。本見直し案は、2025年7月を目途に実施される予定であり、施行日以後に MBO や支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定するものから適用することとされているため(経過措置は設けられておりません。)、2025年7月以降を公表予定日とする案件については、施行日以前から本見直し案に則った検討・開示の準備を行う必要があると考えられます。

⁸ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)の場合。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
TEL : 03-5293-4919
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 藤井 啓樹
TEL : 03-6266-8941
keiki.fujii@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

10. 税務:金融庁、暗号資産に関するディスカッション・ペーパーを公表

2025年4月10日、金融庁は、「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」に関するディスカッション・ペーパー(「本ディスカッション・ペーパー」)を公表しました。

本ディスカッション・ペーパーでは、金融庁が、昨今の暗号資産に係る取引の実態等を踏まえ、2024年度金融行政方針に記載のとおり、暗号資産に関連する制度のあり方等について検証を行ってきた結果がまとめられています。

内容としては、暗号資産の取引の動向等を踏まえ、規制見直しの基本的な考え方として、①規制見直しの検討対象、②情報開示・提供規制のあり方、③業規制のあり方、④市場開設規制のあり方、⑤インサイダー取引への対応等に関する検討がまとめられています。

本ディスカッション・ペーパーにおいて、税制との関係は直接言及されておりませんが、令和7年度税制改正大綱(与党版)においては、「検討事項」として、以下のような記載がされていたところです。

「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制等の必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。」

本ディスカッション・ペーパーは、令和7年度税制改正大綱(与党版)において言及されていた上記「前提」に関する検討を進めたものであるという見方もできます。そのため、本ディスカッション・ペーパーの公表は、

暗号資産取引に関する課税関係について見直しが進められる契機になる可能性がありますので、今後の動向を注視する必要があります。

<参考資料>

「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーの公表について

https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250410_2/crypto_dp.html

令和 7 年度税制改正大綱(与党版 自民党 HP)

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 山岡 孝太
TEL : 052-446-8659
kota.yamaoka@morihamada.com

11. 国際訴訟・仲裁: 先行公開された 2025 年版 Queen Mary Arbitration Survey の結果について

先月パリで開催された、大規模な国際仲裁関連イベントである Paris Arbitration Week において、Queen Mary University of London の School of International Arbitration による Arbitration Survey の最新版が取り上げられ、その結果の一部が先行公開されました。

2006 年に初めて実施されたこの調査は、世界中の国際仲裁コミュニティに広くインプットを呼びかけるもので、国際仲裁の現状を把握し、未来への示唆を得るのに役立つものとされてきました。2025 年版に対しては、前回の 2021 年版のおよそ 2 倍となる 2,400 件を超える回答が寄せられたとのことであり、これまで以上にこの調査に対する関心が高まっていることが窺われます。

2025 年版の調査内容には、仲裁地や仲裁機関等についての指向を尋ねる定例の質問に加え、経済制裁の影響、仲裁判断の執行、仲裁手続のさらなる効率化や透明性、AI の役割等、最新の動向を意識した個別のテーマに関する質問も含まれていました。先行公開された結果のうち、興味深いものとしては、以下のような内容が挙げられます。

まず、人気の高い仲裁地としては、ロンドンとシンガポールが上位 2 位を占め、香港、北京、パリが続いてランクインしています。トップ 5 にアジアから 3 ヶ所ランクインしたことには、回答の 5 割近くがアジアから寄せられたことも影響しているのではないかとされていますが、アジアにおける仲裁人口が増えているこ

と自体が、同地域での仲裁の隆盛を物語っており、今後ますますの発展が期待されます。また、仲裁地としての香港は、2019年に発効した香港・中国間の協定に基づき、中国本土の裁判所に仮処分類似の措置を申し立てる選択肢がもたらされたこともあり、改めて注目を集めていると思われます。

仲裁規則の中では、ICC 規則の人气が最も高く、HKIAC、SIAC(同率 2 位)、LCIA の規則がそれに続く結果となりました。ICC は、多数の地域に支部を有していることもあり、仲裁地を問わず選択されやすく、日本を仲裁地とする仲裁でもよく利用されています。

仲裁における AI の使用は、近年活発な議論が交わされてきた分野であるところ、今回の調査結果では、回答者の 9 割以上が、リサーチやデータ分析、文書のレビューといった量的負担の重いタスクにおいて、AI を使っていくことになることと予測した一方で、8 割近くが、仲裁判断の作成といった法的意思決定に関わるタスクには、AI を使うべきではないと考えていることが分かりました。実際に、EU やフランスでは、このようなタスクは人間が行うべきであるという方向での法整備を実施・検討しているところであり、調査結果に示された現場感覚はそれに整合していると思受けられます。もっとも、何が法的意思決定に関わるタスクで、何がそうでないかの区別は必ずしも容易でないと思われるため、実際の使用例を積み重ね、その検証及び反省を通じて適切な AI の使用方法を模索していくことが不可欠となります。

なお、2025 年版の調査結果全体は、今月中に公開される予定です。

パートナー 高橋 茜莉
TEL : 03-6266-8786
seri.takahashi@morihamada.com

12. 国際通商／経済安全保障：外国為替令等の一部を改正する政令

2025 年 4 月 9 日付に、「外国為替令等の一部を改正する政令」(「本改正」)が公布されました。

本改正においては、2024 年 4 月 24 日に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告⁹における提言を踏まえ、(1)補完的輸出規制に係る改正、(2)輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正、(3)技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正が実施されています。以下では、本改正の概要について紹介いたします。

(1)補完的輸出規制(いわゆる「キャッチオール規制」)に係る改正

輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品(工作機械、集積回路、無人航空機部品等)を輸出する際において、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/20240424_report.html

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

には、経済産業大臣に対して許可申請を行うことが義務付けられました。

具体的には、キャッチオール規制の規制要件として、一般国(グループ A 国及び武器禁輸国¹⁰以外)向けは、特定品目(輸出令 16 の項(1))について、「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、国連武器禁輸国向けは、全品目(木材、食料品を除く。)(輸出令 16 の項(1)(2))について、現在適用されている「用途要件」に加え、「需要者要件」を追加されています。

また、現在キャッチオール規制の対象外であるグループ A 国向けの場合、懸念国等により迂回調達が行われる懸念がある場合に、経済産業大臣による許可申請をすべき旨の通知(インフォーム)を通じ、輸出者が許可申請を義務付けられ得ることになりました。

(2)輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正

自衛隊との訓練に参加するために外国軍隊が持ち込んだ防衛装備品の持ち帰りについて、許可を要しないこととされました。また、展示会、商談会等の防衛装備の移転に係る初期段階の商談等において提供する技術情報について、特別包括許可制度が創設されました。

加えて、輸出管理内部規程を届け出ている企業等に関し、毎年提出する「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の簡素化と書類の削減が図られるとともに、一部が企業等の自主管理に委ねられることとなります。

(3)技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正

昨年 12 月に施行された「技術管理強化のための官民対話スキーム」関し、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術について、その提供に係る取引につき、経済産業大臣への事前報告が求められる対象として新たに追加されることになりました。

パートナー 高宮 雄介
TEL : 03-6266-8744
yusuke.takamiya@morihamada.com

法人シニア・アソシエイト 沈 陽
TEL : 06-6377-9407
yang.shen@morihamada.com

13. 米国: 司法省、懸念国へのセンシティブな個人データの移転制限等に係るコンプライアンスガイダンス等を公表

2025 年 4 月 8 日、司法省が制定した「懸念国又は対象者による米国のセンシティブな個人データや政府関連データへのアクセス防止に関する最終規則」が正式に施行されました。弊所の [Client Alert 2024 年 12 月号\(Vol.132\)](#)においてお知らせしたとおり、当該規則は、国家安全保障上懸念のある国として、中

¹⁰ グループ A 国とは、輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域。武器禁輸国とは、輸出貿易管理令別表第 3 の 2 に掲げる地域。
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

国、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、ベネズエラの 6 ヶ国を指定し、これらの国との間で、生体認証データ、遺伝子情報、健康データ、正確な位置情報等の「センシティブな個人データ」や、政府施設や職員に関する「政府関連データ」の移転を禁止又は制限することを目的としたものです。司法省の国家安全保障部内に新しくデータセキュリティプログラムが創設され、当該規則の遵守を監督することとされています。

当該規則の施行にあたって、司法省の国家安全保障部は、2025 年 4 月 11 日、当該規則に関する[コンプライアンスガイダンス](#)や[FAQ](#)、[エンフォースメントポリシー](#)等を公表しました。データセキュリティプログラムは、米国人が懸念国に関連する企業や個人等の「対象者」との間で行われる「対象データ取引」に適用されます。対象データ取引は、政府関連データ又は大規模なセンシティブな個人データへのアクセスを含む取引であり、データセキュリティプログラムに従って、一定の場合に取引が禁止又は制限がされています。

今回、司法省が公表した[コンプライアンスガイド](#)及び[FAQ](#)においては、適用対象となる「対象データ取引」や「対象者」等の主要な定義について、より詳細な説明を提供し、また、禁止取引や制限取引のより具体的な内容や、コンプライアンスプログラムを構築するための要件に関するガイダンスを提供しています。なお、司法省が公表したエンフォースメントポリシーによれば、当該規則へのコンプライアンス体制の構築には、相当程度準備の時間がかかること等から、施行後最初の 90 日間においては、コンプライアンスのための誠実な努力を行っている企業に対しては、優先的な民事執行措置は行わないという方針を示しています。

データセキュリティプログラムは、直接的には、米国人(米国の市民、国民、合法的な永住者、米国において難民として認められるか、亡命を認められた者、米国の法律に基づき設立された法人(外国支所も含む。)、又は米国内に存在するあらゆる個人)に対して義務を課すものですが、対象者や懸念国と大規模なセンシティブな個人データや政府関連データを取引する外国企業に対しても実務上影響が生じる可能性があります。したがって、特に、米国の大量のセンシティブな個人データや政府関連情報を扱う可能性がある企業においては、今回公表されたコンプライアンスガイダンスや FAQ も参照しつつ、データセキュリティプログラムの適用の有無、自社のビジネスにおける影響及びリスクを検討する必要があります。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 石田 幹人
TEL : 03-6266-8904 /+1-415-850-3789
mikito.ishida@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 輪千 浩平
03-6266-8750/+1-347-219-0722
kohei.wachi@morihamada.com

14. 中国・アジア(中国):反外国制裁法の実施に関する規定

中国の国務院は、2025年3月23日、反外国制裁法の実施に関する規定(「本規定」)を公布しました(同日施行)。本規定は、外国の国家や企業等による中国への差別的措置に対する対抗措置を講じるための根拠法として制定された反外国制裁法(2021年6月10日公布・施行)に関して、対抗措置の内容や対象等を具体化するものです。

例えば、反外国制裁法においては対抗措置として、入国拒否・国外追放、財産の差押え・凍結、中国国内企業等との取引停止、その他の必要な措置が規定されています(同法6条)。本規定では「その他の必要な措置」の具体的内容として、輸出入取引・中国への投資・データや個人情報の提供の禁止や制限、過料の賦課を例示しています(9条。例示列挙であるため、上記で列挙されていない対抗措置がさらに実施される可能性もあります。)

また、中国当局が実施した対抗措置の実効性を高めるため、反外国制裁法において、中国の企業及び個人は当該対抗措置を実行することが義務付けられています(同法11条)。本規定では、対抗措置を実行しない者の法的責任を明確にし、違反者にして、是正命令、政府調達や入札・貨物や技術の輸出入の禁止又は制限、データや個人情報の国外からの受領や国外への提供の禁止又は制限、中国国内からの出国制限や中国国内の滞在禁止等を実施することできると規定されています(13条)。

さらに、対抗措置の発動理由となる中国への差別的措置の類型として、外国の国家や企業等が、訴訟を提起することで、中国の主権、安全、発展の利益を害した場合においても対抗措置を講じる権利があることを規定しています(19条)。これにより、中国国外において中国政府に対する訴訟を提起する場合には対抗措置の対象になる可能性があります。

公表情報で把握できる限りでは、これまで反外国制裁法に基づく対抗措置は 15 回実施されており、その多くは米国の軍事企業や政府高官に対する措置であったものの、近時は軍事企業ではない企業に対する対抗措置事例も出ています。近時の米中間の摩擦の激化により、同法に基づく対抗措置がさらに増加し、かつ広範囲となる可能性もあるため、今後の動向に十分に注意する必要があると考えられます。

パートナー 江口 拓哉
TEL : 06-6377-9402(大阪)
takuya.eguchi@morihamada.com

パートナー 森 規光
TEL : +86-10-6590-9292(北京)
norimitsu.mori@morihamada.com

シニア・アソシエイト 崔 俊
TEL : 03-6212-8368
jun.cui@morihamada.com

15. 新興国(ロシア/CIS):ウクライナにおける商法の廃止等を含む法改正

2025 年 1 月 9 日、ウクライナ最高会議(議会)は法律 6013 号「移行期間における特定の法人及びその関連団体における事業活動の規制に関する具体的事項について」(「本法律」)を可決しました。本法律は、2025 年 2 月 28 日に法律 4196-IX 号として発効し、本法律に定められているほとんどの規定は 2025 年 8 月 28 日に施行される予定です。

本法律で定められた事項は、国営・公営企業の法人化や、国有資産管理の透明化といった事項も内容としている等、多岐にわたりますが、民間企業にとって影響のある事項としては、商法の廃止及び会社形態の変更が挙げられます。

商法の廃止

ウクライナでは、商法と民法の間で、重複して設けられた規定が矛盾する状態となっており、法制度の明確性と一貫性を欠く状態となっておりました。本法律により商法は廃止され、商法に設けられていた一部の規定は関連する法律に取り込まれることになりました。例えば企業の破産に関する手続に係る定めは破産手続法に、法人や契約上の義務に関する規定は民法に、それぞれ取り込まれる扱いとされます。

会社形態の変更

商法のもとでは私企業(private enterprises)や子会社(subsidiary enterprises)といった会社形態が、明確な規制なく設けられており、会社運営に問題が生じることがありました。また、国営・公営企業には別の法人形態が設けられており複雑な規定となっておりました。本法律のもとでは、民間企業は株式会社(joint stock company)又は有限責任会社(limited liability company)の形態をとることとされて

います。また、これと別に非営利会社(non-profit company)の形態も設けられています。

本法律では、混乱を避けるため、その制定から 3 年間の移行期間が定められています。

本法律の施行により、ウクライナにおける国有財産管理の透明性向上、地域コミュニティによる投資促進、及びウクライナの法律の EU 標準との調和を目的とした大規模な改革が推し進められることが期待されています。もっとも、急激に大規模な制度の変更を行うことで企業の経済活動に悪影響を及ぼすのではないかと懸念や、一部の規定が憲法に反するのではないかと懸念も見受けられます。

パートナー 土屋 智弘
TEL : 03-5223-7740
tomohiro.tsuchiya@morihamada.com

カウンセラー 田中 亜樹
TEL : 03-6266-8919
aki.tanaka@morihamada.com

アソシエイト 田代 潤奈
TEL : 03-5220-1935
junna.tashiro@morihamada.com